

考え方

- 「光の道構想」については、経済情勢に即した発展を待つのではなく、むしろ積極的なインフラ整備・利活用を通じて、我が国経済の更なる発展を目指し、ICTを最大限活用して国民の生産性を高めることを目指すものである。
- 「光の道」の推進(2015年頃を目途にすべての世帯でブロードバンドを利用)については、以下の考えに基づき実施することが適当。
 1. 90%世帯においては、超高速ブロードバンド基盤は整備されている(既整備エリア)ものの、利用率は30%超にとどまっているため、利用率向上のための競争促進策等を講じる。
 2. 残り10%世帯では、超高速ブロードバンド基盤が未整備である(未整備エリア)ため、
 - ・ 競争環境の中で民間主導によりインフラ基盤整備を行うことを基本としつつ、投資インセンティブを付与するための一定の公的支援を行う。
 - ・ インフラ基盤整備後は、既整備エリアと同様、利用率向上のための競争促進策等を講じる。

■「光の道」とは何か。

- ◆ 想定されるアプリケーションが求める容量（ハイビジョン級の映像受信には、最低限20～30Mbps必要）、国家戦略としてのインパクト、諸外国のブロードバンド戦略等の観点から、整備すべきインフラとしては、まずは、超高速ブロードバンド（下り実効30Mbps以上）を想定することが適当ではないか。
- ◆ 将来的にトラフィックが幾何級数的に増加することを見越したインフラ整備が必要と考えられることから、できる限り下り100Mbps以上の超高速ブロードバンドの整備・普及が望まれるのではないか。
- ◆ 無線通信システムについても、BWA（下り40Mbps程度）のように超高速ブロードバンド並の技術が実用化されており、今後の技術革新を考慮すると、光ファイバやケーブルが敷設困難な場合において一定の役割が期待できるのではないか。
- ◆ 携帯電話等のモバイルサービスについては、2015年という目標年次を考慮すると、その時点でのカバー率、速度の安定性等の観点から、超高速ブロードバンドの整備対象と捉えることは困難と考えられ、（超高速ではない）ブロードバンド利用の多様化の一手段と捉えることが適当ではないか。

■「光の道」に関し、利用率を「30%→100%」、インフラ整備率を「90%→100%」とするための基本原則は何か。

- ◆ 事業者間のより一層公正な競争を通じた料金の低廉化とサービスの多様化を推進することが、手頃な料金によるブロードバンドの普及に寄与するのではないか。
- ◆ 我が国においては、事業者間競争を促進するため、サービス競争と設備競争の両面から推進。インフラについても、事業者間の設備競争の下で整備することが原則と考えられるのではないか。

■ インフラ整備率について「90%→100%」とするために、どのような措置が必要か。

- ◆ 民間事業者が競争により整備することが原則であり、利用率の向上により長期的には採算ベースに乗りうる可能性も考慮すれば、未整備エリアのみを対象とする独占的な公的主体による整備は不適當ではないか。
- ◆ 民間事業者が競争により整備することを原則としつつも、未整備エリアは短期的には採算ベースでの整備が困難であることから、一定の公的支援は必要となるのではないか。
- ◆ 公的支援については、民間事業者の投資インセンティブを阻害しないように配慮しつつ、その在り方について検討すべきではないか。
- ◆ 未整備エリアにおいて敷設されたインフラを長期的に維持・運用していくためには、既整備エリアを含む一定の規模のインフラを整備・保有する中核的な整備主体が中心となって整備していくことが現実的ではないか。
- ◆ また、直接的な財政支援により整備されたアクセス網については、全ての事業者が公平・公正に利用できるような措置を講じることが適當ではないか。

■利用率について「30%→100%」とするには、具体的にどのような措置が必要か。

- ◆ 事業者間の競争をより一層活性化することにより、ブロードバンド利用を促進することが適当ではないか。
- ◆ 事業者間の競争条件については、現状において、線路敷設の諸条件、接続情報の透明性、接続料水準等の問題も指摘されており、見直すべき点があると考えられるのではないか。
- ◆ 以上を踏まえると、NTT東西のアクセス網について、ブロードバンド利用の促進につながる更なる公正競争推進のための措置を検討することが必要ではないか。
- ◆ また、アクセス網の在り方についての検討結果も踏まえ、NTTグループに対する規律の在り方を検討することが必要ではないか。
- ◆ ブロードバンド普及促進のため、公共機関における積極的な利活用を始めとして、ブロードバンド利用のインセンティブを高める措置を検討することが必要ではないか。

■「光の道」の実現に向けて、ユニバーサルサービス制度はどのような見直しが必要か。

- ◆ メタルアクセスから光アクセスへのマイグレーションを加速化するためには、「加入電話」に加え、加入電話と同程度の料金水準の「光 I P 電話」をユニバーサルサービスの対象とし、基金の活用を図るべきではないか。

■「光の道」が実現した時代の、新たなユニバーサルサービス制度はどうあるべきか。

- ◆ 「光の道」の実現を踏まえ、すべての世帯が低廉な料金でブロードバンドを利用している状況を維持するため、「ブロードバンドアクセス」をユニバーサルサービスの対象とし、基金の活用を図るべきではないか。